

「有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について
（第2次答申案）」等に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果について

概要

中央環境審議会水環境部会地下水汚染未然防止小委員会で取りまとめました「有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について（第2次答申案）」等につき、以下のとおり意見募集を行った。

- ・意見募集期間：平成23年10月3日（月）～平成23年11月1日（火）
- ・告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省ホームページ及び記者発表
- ・意見提出方法：電子メール、郵送又はファックスのいずれか

意見の提出状況

意見提出者数：32団体・個人

	意見提出者数（団体・個人）
事業者団体	9
民間事業者	16
地方自治体	2
市民団体・その他の団体	0
個人	5
合計	32

記載されていた所属を元に分類を行ったものであり、個人の意見か組織の意見かは明らかではない。
水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令案の概要に対する意見を含む。

意見の内訳（事務局で整理した意見数：141件）

- 1. 答申案本文（別添1）・・・50件
 - (1) 「はじめに」について・・・1件
 - (2) 「有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法について」
について・・・31件
 - (3) 「今後の課題」について・・・18件
 - 2. 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法（別紙）71件
 - (1) 構造に関する基準について・・・23件
 - 床面及び周囲・・・14件
 - 配管等・・・2件
 - 地下貯蔵施設（貯蔵施設に関する意見を含む）・・・4件
 - 同等以上の措置・・・3件
 - (2) 点検に関する基準について・・・18件
 - 点検方法・・・11件
 - 点検頻度・・・5件
 - 点検記録、その他・・・2件
 - (3) 他法令との関係について・・・22件
 - (4) 対象地区・対象物質について・・・8件
 - 3. その他の意見・・・13件
 - (1) 審議・検討の方法について・・・8件
 - (2) その他・・・5件
- （参考）水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令案の概要・・・7件

・お寄せいただいた御意見とこれに対する考え方
別紙のとおり。

「有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について
(第2次答申案)」に対するパブリックコメントの意見

1. 答申案本文(別添1)に関する意見

(1) 「1.はじめに」について

No	御意見の概要		意見に対する考え方
1	1 ページ 2 行目 「地下水汚染の効果的な未然防止を図るため」とあるが、リスクの大小や確率の考慮なしに「未然防止」の措置が講じられることとなれば、極論すればハザードがある物はすべて未然防止措置の対象となる可能性がある。どれほどのリスクがあれば未然防止措置の対象となるのかの定義を明示頂きたい。	1	どれほどのリスクがあれば水質汚濁防止法(以下、「水濁法」という。)上の地下水汚染の未然防止措置の対象となるかを定量的に定義づけることは困難ですが、漏えいのおそれの程度に応じて対策を講じることが重要と考えます。 これまでの汚染事例の調査結果も踏まえると、地下水汚染を未然に防止するためには、現行の水濁法に基づく地下浸透規制に加え、有害物質を取り扱う施設・設備や作業において漏えいを防止するとともに、漏えいが生じたとしても地下への浸透を防止し地下水の汚染に至ることのないような措置を実施することが必要であると考えます。

(2) 「2.有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法について」について

No	御意見の概要		意見に対する考え方
2	1 ページ 2 7 行目 改正水濁法第 1 2 条の 4 は「有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める」とある。法が定めるところは、有害物質の含む水の地下への浸透の防止が目的であって、地下水汚染の未然防止ではないため、これに限定した措置案にすべきである。	7	工場・事業場が原因と推定される地下水汚染が依然として継続して確認されている状況にあって、地下水の汚染の未然防止のための効果的な対策を導入すべきとの中央環境審議会の答申を踏まえ、水濁法が改正されたものです。 地下への浸透を防止する措置を講じることが、地下水汚染を未然に防止することにつながるものであり、本答申案は、法の趣旨に基づいた内容であると考えます。
3	2 ページ 4 行目 「実態が異なることを踏まえて必要な性能を定める」という考え方にしたがって、一律に当てはめる構造、点検基準とせず、化学物質のリスク管理にならい、事業所の状況に応じて基準をかえる、かつ適用除外を設けるべき。一律な基準は、リスクの小さな地域に所在する工場に対して過剰な対応を求めるものである。	1	構造等に関する基準とそれに応じた定期点検の組み合わせにより地下水汚染の未然防止を図るとともに、特に既存の施設に対しては事業者の選択を可能とすることにも配慮したシステムとしています。 例えば、有害物質使用特定施設等が必要な材質や構造を有して漏えいを防止できることが確保されていれば、適切な頻度(例えば年に1回)で目視による定期点検を行う。しかし、材質及び構造による漏えい防止が十分に確保できない既設の施設であれば、目視による定期点検の頻度を多くすることで漏えいを防止する。また、目視による定期点検ができないような既設の施設であれば、早期に漏えいを発見するため、漏

		<p>えいを検知するシステムを導入して、適切な頻度で定期点検することにより、地下浸透を防止する。さらに、漏えいを検知するシステムが導入できない場合は、その他の同等以上の措置を講じることにより、地下水汚染の未然防止を図るという仕組みです。</p> <p>また、地下水は将来にわたって保全すべき貴重な淡水資源であること等を踏まえ制度が創設されたものであり、水濁法に基づいて全国一律に適用されるべきものと考えます。</p>
4	<p>2ページ13行目 「(1)構造等に関する基準の対象」において、「有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯し有害物質の漏えいのおそれのある設備(配管等及び排水溝等)」と修正すべきである。</p>	<p>1</p> <p>当該部分につきましては、基準の対象となる施設又は設備について記載しておりますので、原案通りとします。</p> <p>なお、ご意見の点に関しては、別紙2ページの表1-1において、配管等について「有害物質使用特定施設等の施設本体に接続し、有害物質を含む水が流れる配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等を含む」として定義しているところです。これを踏まえ、排水溝等についても、別紙において、「有害物質使用特定施設等の施設本体に接続し、有害物質を含む水が流れる排水溝、排水ます及び排水ポンプ等を含む」として同様に定義することとします。</p>
5	<p>2ページ27行目 「(2)構造等に関する基準及び定期点検の方法の構成」について、A基準やB基準の適用が猶予され、C基準のみが適用される期間は、3年間のみとされているが、延長いただきたい。3年後にはA基準もしくはB基準の施設に改修することは、スケジュール的にも経済的にも困難である。</p>	<p>6</p> <p>平成23年6月に公布された水質汚濁防止法の一部を改正する法律に規定されていることから、3年間の猶予期間終了後は、A基準またはB基準に適合させる必要があります。本答申案は、新設の施設を対象とした基準のみならず、既設の施設に対する基準、同等以上の措置の規定等、実施可能性に配慮したものとなっていると考えます。なお、C基準は、新たな設備等の設置は必要ない基準となっています。</p>
6	<p>3ページ7行目 「(2)構造等に関する基準及び定期点検の方法の構成」の「3)既設について改正水濁法の施行後3年間で適用できる措置(C基準)」について、既設設備についての猶予期間について、設備を更新するまでの間としていただきたい。さもなくば、少なくとも2年延長し5年間とすべきである。猶予期間3年は短すぎる。</p>	<p>4</p> <p>また、猶予期間は、既存の法令の経過措置等を勘案して3年間と決定されたものです。</p>
7	<p>2ページ28行目 「(2)構造等に関する基準及び定期点検の方法の構成」について、現に設置されている有害物質使用特定施設等の構造基準等(B基準)の具体的内容については、指針・マニユ</p>	<p>6</p> <p>本答申案は、新設の施設を対象とした基準のみならず、既設の施設に対する基準、同等以上の措置の規定等、実施可能性に配慮したものとなっていると考えます。</p> <p>なお、猶予期間については、既存の法令の経過措置</p>

	アルに明記されると承知している。技術的及び経済的に3年間で改築し得ない内容は実施可能性があるとは言えない。真に実施可能性を検討することを要請する。		等を勘案して3年間と決定されています。
8	3ページ15行目 「(3)構造等に関する基準及び定期点検の方法の内容」について、地下水汚染事例の汚染原因行為等の実態調査を基に、実際に起きた事故の構成要素である危険要因と防護と損害に関する分析が可能であるにも関わらず、本措置案はその分析結果に基づいていない。発生した水質事故を抽出し、防護がなぜ突破されたか、もしくは訓示規定において規定遵守が難しい要因は何かについての分析に基づいた措置案とすべきである。	6	本答申案は、平成20年度末までに全国で確認された地下水汚染事例のうち、工場、事業場が原因と推定される地下水汚染事例(1,234事例)の汚染原因等について、環境省が平成21年度に地方公共団体の協力を得て調査を行い、その分析結果も踏まえ、提案しているものです。

(3) 「3. 今後の課題」について

No	御意見の概要		意見に対する考え方
9	事業者が、本規則に係って必要とする経費や設備投資費用について、法人税減税、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制等費用負担軽減措置を実施していただきたい。	1	事業者への負担ができるだけ軽減されることは重要と考えます。このため、本答申案は、新設の施設を対象とした基準のみならず、既設の施設に対する基準、同等以上の措置の規定等、実施可能性に配慮したものとなっていると考えます。 事業者の負担軽減措置については、日本政策金融公庫や地方自治体等の低利融資制度等が利用できる場合もあると考えられ、これらの情報が整理され提供されることが望ましいと考えます。
10	本件は、中小事業者が今回の法改正に対応するための必須要件である。 「・・・技術について、開発、実証、普及等を行うことを検討する必要がある。」を「・・・技術について、開発、実証、普及等を早急に行う必要がある。」と変更すべきである。「また、必要に応じ、特に中小事業者への・・・」の「必要に応じ」を削除すべきである。	1	本答申案は、現時点で想定される漏えいの検知方法を踏まえ検討を行ったものです。中小事業者が今回の法改正に対応するため、今後、さらに低コストで検知できる技術の開発、実証、普及等について、平成27年5月の経過措置期間の終了時期に間に合うよう、検討していくことが必要であること、その結果も踏まえて、必要に応じて普及方策を行っていくという趣旨です。ご意見の趣旨も踏まえた記述内容と考えていることから、原案通りとします。
11	今回の汚染水地下浸透防止のための構造等の基準や点検の方法において検知技術は重要な位置を占めている。また、実施可能性を検討するうえでも具体的な技術を念頭に置く必要がある。従って本来なら水濁法施行時には、定められているべきものとする。	1	本答申案は、現時点で想定される漏えいの検知方法を踏まえ検討を行ったものです。今後、さらに低コストで検知できる技術の開発、実証、普及等について、平成27年5月の経過措置期間の終了時期に間に合うよう、検討していくことが重要と考えます。
12	開発すべき技術が地下水を用いた地下浸	6	できるだけ早期に検知できるよう、検知の対象施設

	透の有無の検知であるためには、できる限り地表面に近い「土壌水」を対象にした検知技術の開発であることを明記すべきである。		の近傍で地表面に近い地下水を対象とすることが適当と考えます。
13	漏えい検知については、まだ全ての施設について対応が可能な状況になってはいえ、施行後も試行錯誤が継続されると想定される。漏洩監視は継続的なトレンド管理等設備運用上のノウハウ等の蓄積に依存させる必要があり、施行に当たっては、それぞれの施設に適応した管理手法を運用しながら確立する必要があるため、その主旨も踏まえての運用とすべき。	1	漏えいの検知では、継続的な測定によって通常の平均的な値や範囲を把握した上で、通常の状態との変化をチェックすることとなるため、対象となる施設や設備に応じた管理が重要であることを、具体的な運用の指針等に盛り込む必要があると考えます。 なお、電気伝導率等の現場測定による地下水汚染の検知技術自体は既に確立され、廃棄物の処分場等で活用されています。
14	漏えい検知の技術的な測定方法が事業者の努力または業界等の協力を得て確立するまで、点検方法・頻度は実施可能な範囲での点検とすべき。	1	現時点で想定される漏えいの検知方法を踏まえて、点検方法及び頻度を規定したものです。漏えいの検知は、継続的な測定によって通常の平均的な値や範囲を把握した上で、通常の状態との変化をチェックすることとなるため、対象となる施設や設備に応じた管理が重要であることを、具体的な運用の指針等に盛り込む必要があると考えます。また、今後、さらに低コストで検知できる技術の開発、実証、普及等について検討していくことが重要と考えます。
15	本措置（案）の効果、すなわち「水質事故そのものの減少」結果を毎年、調査・公表しフォローすることを今後の課題に追記し、また、必要な検討事項の開発から普及等までのロードマップも追記するべきである。 費用対効果の検証が可能で、目的を達成できる検知技術やその普及方策のロードマップが公表できるまで、本措置（案）は再検討に戻すべきである。	1	本措置案の効果については、水質事故のすべてを把握することは困難ですが、毎年、環境省が地下水汚染事例のアンケート調査を行っており、フォローされるものと考えています。また、検知技術の普及については、例えば、電気伝導率等の現場測定による地下水汚染の検知技術自体は既に確立され、廃棄物の処分場等で活用されています。 いただいたご意見を踏まえ、「4.おわりに」に以下の一文を追加します。
16	「有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法」を遵守させることによる効果、すなわち「水質事故そのものの減少」結果、及び事業者による遵守のための負担や行政コストをはじめとする費用について、第三者によるフォローアップ、レビューすることを、今後の課題に追記すべきである。なお、改正水濁法附則第6条「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、（中略）必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とある。	6	「また、改正水濁法附則第6条の規定を踏まえ、改正水濁法の施行後において、地下水汚染状況や汚染事例、事業者や地方自治体の対応状況など、改正水濁法の施行の状況を踏まえ、必要があるときは、今回定めた構造等に関する基準及び定期点検の方法等について検討を行うことが必要であると考え。」

2 別紙「有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法について(案)」
に関する意見

(1) 構造に関する基準について
床面及び周囲

No	御意見の概要		意見に対する考え方
17	別紙2ページ表1-1 防液堤等は、想定される流出量分の流出を防止できる容量を確保することとしてはどうか。	1	基準案では、想定される流出量分の有害物質を含む水の流出を防止できる容量を確保することとしています。
18	別紙2ページ表1-1 「周辺」に関する例示を充実していただきたい。事業者と行政の判断の食い違いを回避するために、マニュアルと指針の要求内容等の表現は一致していただきたい。	1	施設の「周囲」とは、当該施設の稼働や関連する作業によって有害物質を含む水が飛散、漏えいした際に床面に影響が及ぶことが想定される範囲であって、対策の求められる範囲です。具体的な運用の指針等において、表現の統一に留意しつつ、図示、例示を行うことが適当と考えます。 なお、御意見にあります「周辺」という表現は「周囲」と思われますので「周囲」として記載しています。
19	別紙2ページ表1-1 床面の不浸透材料に求められる不浸透性のレベル、また、被覆に求められる耐性、不浸透性のレベルが不明確である。有害物質ごとの不浸透材料、被覆材料の例示をお願いしたい。また、新設の場合、A基準の構造のみが求められているが、十分な耐性を有する被覆材がない場合は、たとえば、既設の表1-2のB基準に相当した点検をすることでよいのか。	1	基準案では、コンクリートやタイル等の不浸透性材料を基本としますが、揮発性有機化合物についてコンクリート構造のみの場合に地下に浸透した事例が指摘されていることも踏まえ、コンクリート構造等のみによっては浸透が懸念される場合に、有害物質を含む水の種類又は性状に応じて、耐薬品性及び不浸透性を有する材質での被覆を求めています。 また、揮発性有機化合物、強酸性やアルカリ性の溶液など、有害物質を含む水の種類又は性状によっては、ある程度の時間滞留すると被覆材が損傷するおそれがあることが指摘されており、想定される接触時間に応じて、被覆材質や被覆構造の変更、滞留しにくい構造への変更、吸収剤等による除去方法の採用等を検討することで、同等以上の措置も含めた形でA基準として対応することになります。なお、コンクリート構造のみで被覆が必要ない場合も想定されることから、趣旨を明確にするため、被覆については、「必要な場合は」を追記することとします(床面以外の同種の規定も同様とします)。
20	別紙2ページ表1-1 ただし書きに該当する場合、床面の構造等について適用しないこととなるが、最低限の床面等の基準を設けるべきである。	1	ご指摘のただし書きについては、施設の床面の下部に上部からの漏えいを確認できる空間がある場合で、床下から漏えいの有無を日常的な点検で容易に確認できる場合に限り、床面及び周囲の基準の適用を除外したもので、最低限の基準として設定したものです。このため、原案通りとし、具体的な運用の指針等において、その趣旨を盛り込むことが適当と考えます。

21	<p>別紙3ページ表1-2</p> <p>既設施設において、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合している場合は、A基準に適合と記載されているが、施設本体の接する床面が「1 床面及び周囲の構造」に規定する基準に適合しているが、周囲（防液堤内）のみ、適合していない場合の扱いが、この文面では不明である。A基準適合と考えて問題ないか？</p>	<p>1</p> <p>A基準については、本答申案別紙2ページの表1-1床面及び周囲の1) から のいずれにも適合すること又は から と同等以上の措置が講じられていることとしております。</p> <p>床面及び周囲とは、施設の設置場所の床面であって、当該施設の下部に加え、当該施設の稼働及び関連する作業によって有害物質が飛散や漏えいした際に地上部に影響が及ぶことが想定される範囲です。</p> <p>したがって、御意見にあります周囲（防液堤内）のみ、適合していない場合は、原則としてA基準に適合しないと考えます。</p> <p>ただし、消防法に基づき設置される屋外タンク貯蔵所（完成検査済みの施設）で、施設の周囲の床面の一部がコンクリート、タイルその他の不浸透材料による構造となっていない場合（コンクリートで覆われず、土がむき出していたり、樹木が植えられている場合など）でも、有害物質を含む水の漏えいの点検が確実に実施されること、定期的な内部検査があることから、床面及び周囲の構造に関する措置（A基準）と同等以上の措置と見なすこととします。</p>
22	<p>別紙3ページ表1-2</p> <p>「口に掲げる基準の(2)又は(3)のいずれかの要件に適合すること」に改め、(1)を削除すべきである。当該箇所の措置案は、地下への浸透が生じる可能性が施設本体下部よりも施設本体の底面に接する面以外の方が高いとし、優先して施設本体の底面に接する面以外に「1 床面及び周囲の構造に規定する基準」を適用するものである。施設本体からの漏えい等を検知することが次善策であり、その次の次善策としての施設本体の底面に接する面以外についてとすべきである。</p>	<p>6</p> <p>施設の構造、付帯設備の設置状況、使用の方法等に応じて、有害物質を含む水が流出するおそれのある範囲については、床面及び周囲の基準に適合することで、地下への浸透及び施設の外への流出を防止することが必要であり、原案通りとします。</p>
23	<p>別紙3ページ表1-2</p> <p>口(2)の実施可能性の検証、(3)の表現の曖昧さの是正を求める。</p>	<p>1</p> <p>現時点で想定される漏えいの検知方法を踏まえて、点検方法及び頻度を規定したものです。漏えいの検知は、継続的な測定によって通常の平均的な値や範囲を把握した上で、通常の状態との変化をチェックすることとなるため、対象となる施設や設備に応じた管理が重要であることを、具体的な運用の指針等に盛り込む必要があると考えます。また、同等以上の措置については、最新の知見を反映できるよう、具体的な運用の指針等において明らかにしていくことが適当と考えます。</p>

24	<p>別紙3ページ表1-2</p> <p>漏えいの量、時間のレベルが不明確である。漏えい等検知するための設備とは、たとえば液面計でよいか。</p>	<p>1</p> <p>今回の答申案については、漏えい等を未然に防止するための材質、構造及び点検の対応をとることが基本となりますが、例えば、目視点検ができない施設であれば、目視によらない漏えいの点検を実施し、実施できない場合は、早期に漏えいを発見するための漏えい等を検知するための設備を導入し、導入できない場合は、その他の同等以上の措置を講じるなど、施設の状況に応じて地下水汚染の未然防止の措置を講じることが重要であると考えます。</p> <p>漏えい等を検知するための設備として、例えば、施設本体の近傍に検査管を設置する方法が挙げられるが、同等以上の方法として、施設本体側で漏えい等を確認するため、水槽や貯蔵タンクの形態であれば液面の変動の測定のための設備として、御指摘の液面計も活用できると考えます。</p>
25	<p>別紙3ページ表1-2</p> <p>床面及び周囲に関するB基準では、施設本体が床に設置してあり、なおかつ、下部に点検可能スペースが無い場合は、漏えいなどの検知する設備の設置を求めているが、施設本体下部に液漏れの有無を点検出来るスペースがある場合は、液漏れ検知設備は不要だと解釈してよいか。</p>	<p>1</p> <p>漏えい検知設備の設置は、B基準において、施設本体の下部に点検可能な空間がない場合に適用される措置としていますが、施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視で確認できるよう床面から離して設置されている場合における構造及び点検に関する基準を新たに設けることとし、別紙の表1-2を修正します。</p>

配管等

No	御意見の概要	意見に対する考え方
26	<p>2ページ表1-1</p> <p>配管の定義について、他法令では付帯設備としての配管の定義は第1フランジまでであるが、ここでとりあげる「付帯する配管」の定義は不明確である。特定施設につながる長大な配管のほとんどが対象になることを危惧している。配管の定義を明確にすべきである。</p>	<p>1</p> <p>環境省が行った地下水汚染の実態調査において、配管の継ぎ目からの有害物質の漏えいによる地下水汚染が生じていることも踏まえ、別添1の別紙に定義されているように、有害物質使用指定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体に付帯する配管等で、有害物質を含む水が流れるものを対象とすることが基本であり、「施設の設備」として届出を行っていただくこととなります。</p>
27	<p>9ページ表4-2</p> <p>について、「～有害物質を含む水の漏えい等を"防止"できる措置とすること」ではなく、「～有害物質を含む水の漏えい等を"確認"できる措置とすること」とすべきである。</p>	<p>1</p> <p>ご指摘を踏まえ、「その他の又は同等以上の効果を有する措置を講ずること」に修正します。</p> <p>併せて、その他の同様の規定につきましても、同様に修正します。</p>

地下貯蔵施設（貯蔵施設に関する意見を含む）

No	御意見の概要		意見に対する考え方
28	<p>13ページ表6-1</p> <p>地下貯蔵設備の定義が不明確である。地下に設置している貯蔵設備を全て含むのか、又は埋設設置している貯蔵設備のみか明記すべき。</p>	1	<p>地下貯蔵施設は、別添1の別紙にあるように、地下に埋設して設置されている貯蔵施設を指しており、地下に埋設されたタンク室に設置された貯蔵施設も含むこととしています。ただし、地下室に設置された貯蔵施設であって当該施設からの漏えいが目視で容易に確認できる場合には、地下貯蔵施設には該当しません。</p>
29	<p>例えば以下のものは有害物質貯蔵指定施設となるか、具体的に例示して欲しい。</p> <p>事業所の地下水トリクロロエチレン汚染の浄化のために地下水を揚水するバツ気処理装置および機器、配管等</p> <p>事業所内に引き入れている温泉（ヒ素）の貯蔵施設、関連機器・配管</p>	1	<p>有害物質貯蔵指定施設は、改正水濁法において、指定施設のうち、有害物質を貯蔵するものに限定されています。このため、貯蔵施設でないものは、有害物質貯蔵指定施設に該当しません。</p> <p>また、タンク等の施設の内容物に有害物質が含有される場合であっても、当該有害物質を貯蔵することを目的とせず、それが不純物として含有される場合については有害物質貯蔵指定施設に該当しません。</p>
30	<p>廃水の異常処理などで機能させる緊急貯留槽などは貯蔵施設でない旨を明記いただきたい。</p>	1	<p>有害物質貯蔵指定施設は、有害物質を「貯蔵している施設」であることが要件ですが、例えば、排水系統の中に一体として組み込まれているため等排水系統の設備（排水溝等）、排水処理工程の中に一体として組み込まれている緊急貯留槽、廃液タンク等は排水処理施設とみなされ、一般的には有害物質貯蔵指定施設には該当しません。</p> <p>具体的には個別のケースに応じて判断する必要がありますが、これらのケースでは、それぞれ排水溝等、排水処理施設として全体をとらえるのが妥当であると考えます。</p>
31	<p>産業廃棄物中間処理業においては、廃液をタンクに受け入れる場合、常に有害物質を含む廃液を受け入れているわけではなく、有害物質を含まない廃液も当該タンクに受け入れ、処理施設で処理するまでの間、いわば一時的に保管しているタンク（処理施設までは配管で送液できるようになっている。）を有している事業場がある。このようなタンクは、改正水濁法の12条の4及び14条第5項の対象から外すことが適当ではないか。</p>	1	<p>廃液を処理するタンクについては、内容物に有害物質が含有される場合であっても、それが不純物として含有される場合には対象とはなりません（例えば廃油の処理施設で不純物としてベンゼン等が含まれる場合などが想定されます）。</p> <p>一方、例えば六価クロム処理業者が六価クロムの処理を目的として有害物質である六価クロムを含む水を貯めておく廃液タンクは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上は「保管」行為であっても、水濁法上は「有害物質を貯蔵すること」を目的とする施設、すなわち有害物質貯蔵指定施設に該当すると考えられます。</p> <p>また、貯蔵を行う施設であって、保管物に常時有害物質が含まれないとしても、有害物質を処理するために一時的に保管をすることがある場合には、有害物質貯蔵指定施設に該当すると考えられます。</p>

同等以上の措置

No	御意見の概要		意見に対する考え方
32	「同等以上の措置」については、既存設備における実施可能性に十分配慮し、柔軟に判断できるよう対応していただきたい。	1	「同等以上の措置」については、既存設備における実施可能性に十分配慮し、柔軟に判断できるよう対応されるものと考えています。
33	汚染水地下浸透防止のための構造等の基準や点検の方法にかかる「同等以上の措置」の具体的内容を検討する際には、現在すでに行われている措置や、新たな措置の実施可能性について十分配慮すべきである。例えば、他法令を遵守するための措置により、汚染水地下浸透防止の機能が果たされている場合には、追加的な措置を課すことないようにすべきである。また、特定の措置のみならず、複合的な措置を講じている場合にも、総合的に判断して「同等以上の措置」として認められるようにすべきである。	1	他法令に基づく措置については、構造の基準等によって地下浸透防止の機能が果たされている場合には、追加的な措置は不要です。 なお、本基準案については、現在行われている措置や、新たな措置の実施可能性についても配慮して策定しております。 また、複合的な措置により総合的に同等以上の措置と認められる場合も基準を満たすものと考えます。
34	地方自治体条例等で既に施行している敷地境界等での観測井戸による漏洩確認についても、本基準で定める「同等以上の措置」とすべきである。	1	漏えい等の有無の確認の対象となる施設や設備の近傍における検査管による点検が基本であり、敷地境界等での観測井戸による方法のみでは一般に十分でないと考えます。

(2) 点検に関する基準について 点検方法

No	御意見の概要		意見に対する考え方
35	床面、施設本体、地上配管、地下配管及び地下貯蔵施設についても地下への浸透を点検すべきである。	1	基本的には、地下に浸透するより前に、有害物質の漏えいや漏えいするおそれ（施設や設備の破損等）を把握し、対処することで地下水汚染の未然防止を図るものであり、そのために必要最低限の措置を規定したものです。地下への浸透の有無の確認は目視の点検が困難な場合にやむを得ず採用するものであり、原案通りとします。
36	事業所によっては数 km にわたって地下に埋設されている配管などが対象となる。これらの配管のすべてを週 1 回点検する具体的な点検方法を提示し、事業者が活用できるようにすべき。また、点検の方法によっては必ずしも 1 週間毎の点検が必要ではなく、それぞれの設備状況、点検方法によりその頻度等は変わるべきであり、それらは既に事業者にて実施している点検状況あるいは今後実施する点検の結果による設備状況等を考慮して点検間隔を変えられるようにすべきであ	1	ご指摘のようなケースについては、別添 1 の別紙の基準では、同等以上の措置として実施可能な方法を選択できるようにしています。具体的な方法としては、例えば、十分な点検が可能な部位について規定の点検を行った上で、脆弱性の高い部位の代表的な点検によって全体の構造の適合性を推測する方法、適切な更新等維持管理を計画的に行う方法などを施設の状況に応じて、組み合わせることが考えられます。 また、1 週間に 1 回以上の点検の趣旨は、電気伝導率等の簡易項目を用いて通常時のデータをトレンドとして把握することであり、廃棄物の処理及び清掃に関

	る。		する法律や土壌汚染対策法に基づく施設周縁での地下水モニタリングの例も参考として、電気伝導率等の簡易項目については、点検の頻度を月1回以上、有害物質の濃度の測定を行う場合は3月に1回以上に修正します。
37	床面及び周囲の基準に関し、新設の有害物質使用特定施設については、「 から に適用すること若しくは の ~ と同等以上の措置が講じられていること。」が構造基準であり、その場合の点検については、下欄の 1)の および1)となっているが、中欄の 「 から と同等以上の措置」ということについては対象となる設備の構造・使用状況等を考慮して設定すべきことであり、それに対応する点検も含め、通知等により実施行政に周知すべき。	1	床面及び周囲の構造のA基準 「 ~ と同等以上の措置が講じられている場合」の定期点検方法は、項目については「措置に応じた定期点検の項目」、頻度については「点検項目に応じた頻度」としています。 構造等に関する基準及び点検の方法については、ご指摘の通り、地方自治体に対して、具体的な運用の指針等が作成され周知が図られることが必要であると考えます。 なお、 の同等以上の措置の位置づけを踏まえると、 の措置に応じた点検の方法及び頻度を設定する必要はないことから、削除します。
38	堅固な基礎がある施設について、その基礎は床面ではないと考えてよいか。 また、地面に設置された設備の床面の点検方法の例示をお願いしたい。	1	施設の下部に接し、水平方向への広がりをもつものの表面は床面と考えます。この床面に相当する基礎が、別紙2ページ表1-1のA基準を満たす場合には、 ・床面のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無 ・防液堤等のひび割れ等の異常の有無 をそれぞれ1年に1回以上点検することとなります。また、A基準を満たさない場合は、別紙3ページ表1-2のB基準を満たす必要があります。 点検方法については、施設直下の漏えいが堅固な基礎により規定の方法では確認ができない場合には、例えば、施設本体について、構造上の措置を講じた上で漏えいの点検（施設表面の漏えい確認と施設内部の液量の変化など）を行う方法が考えられ、それらの措置が十分でない場合に、施設の定期的な更新を含め維持管理を計画的に行うこととした上で、施設の下流側の観測井戸における簡易測定項目の測定を補完的に行う方法などが考えられます。
39	2階以上の床面に施設を設置した場合や、施設を設置した床面の地下に地下室等の空間がある場合には、床下から漏えいの有無を日常的な点検で容易に確認できれば、床面及び周囲の基準を満たすことは要求されないとある。例えば、4階建ての建物の2階~4階に対象施設がある場合でも、漏えいの有無について1階の天井のみを日常点検で確認すればよいとすべき。	1	建物の2階以上に施設が設置され、床下からの漏えいの有無を日常的な点検で容易に確認できる場合には、床面及び周囲の基準を満たすこととは要求されないこととしています。これは、地下浸透より以前に漏えいを確認できると考えられるためであり、そのために1ヶ月に1回以上の頻度で点検することとしています。なお、点検事項については、点検の趣旨を踏まえ、「点検内容が床面のひび割れ等の異常の有無」を「床下への有害物質の漏えいの有無」と修正します。

			<p>しかしながら、例えば4階にある施設からの有害物質を含む水の漏えいを1階に到達するまで放置することは望ましいことではなく、また、有害物質を含む水が壁を伝って地下に浸透するおそれもあることから、ご指摘の4階建ての建物の2～4階に対象施設がある場合は、1～3階において点検していただくべきと考えます。</p>
40	<p>地上配管なので目視を想定しているが、これの代替として気密や水張りでも点検可能とすべき。</p>	1	<p>地上配管の場合は目視による点検を基本としますが、気密性の確認や水張りにより、配管等の亀裂、損傷等の異常の有無が点検できるのであれば問題ないと考えます。また、目視が困難な部分が一部であれば、目視可能な部分について点検を行い、全体を代表するという方法も可能です。</p>
41	<p>漏えい有無の確認は原則目視とされているが、高所に設置されている地上配管の漏えい有無の点検は、作業者が危険にさらされることになる。安全作業の確保を考慮した点検方法も認められるようにすべきである。</p>	1	
42	<p>使用の方法に関する基準に対する定期点検の方法(「構造等に関する基準及び定期点検の方法について」表7使用の方法)にも関連すると思われるが、有害物質の受入量と使用量など漏洩の可能性が確認できる定量的な項目を設ける必要があると考える。</p>	1	<p>定期点検は、漏えいの有無や亀裂の有無など、基本的には目視等による点検を行うことを基本としています。そのうえで、十分でない場合には頻度を高め、目視等による確認ができない場合には、施設内部の圧力や水位の変動の確認、有害物質を含む水の取扱量の変動の確認や検査管による早期の漏えいの発見などの方法をとることを想定しています。ご指摘の方法については、これらの点検方法の一つとして活用する位置づけとし、原案通りとします。</p>
43	<p>C基準は、A基準やB基準と異なり、既設施設であっても施行時から遵守が求められる。そこで、C基準については、遵守のための準備期間の短さを踏まえた内容とすべきである。</p>	1	<p>C基準の点検内容は、A基準やB基準よりも点検頻度を高めるなど、より充実したものとしていますが、可能な点検手法が構造や設備の条件から限られる場合には配慮することとしています。</p>
44	<p>点検要領等について、事業者が対応可能な猶予期間を設けて、施行前に、具体的な手法や測定の意義を示したガイドライン、手引書等を作成し、開示願いたい。</p>	2	<p>ご指摘の通り、運用の指針等の中で、定期点検に関する具体的な手法や意義を示すことが必要と考えます。なお、点検要領については、運用の指針等を参考として、各事業者において個々の実情を踏まえ作成することが適切と考えます。</p>

点検頻度

No	御意見の概要		意見に対する考え方
45	<p>定期点検の頻度について、多くを1年に1回以上、中には1月に1回としている。文章から運転状態での目視点検が停止しての点検かが読み取れないが、運転状態での目視点検等は年1回、設備を停止して行う気密試験</p>	1	<p>地下埋設された施設や設備については、漏えいした場合に直接地下に浸透することを考慮して、基本的に年1回以上の頻度で漏えいの点検を行うこととしています。ただし、一定の基準を満たす場合には、点検頻度を3年に1回以上としています。</p>

	等は3年に1回にするのが望ましい。		また、消防法では完成検査を受けた日から15年を超えないものについては、定期点検の頻度を3年に1回以上とすることとしており、これを踏まえ、消防法の完成検査を受けた貯蔵施設及び付帯する配管等については、完成検査を受けた日から15年を超えないものについては、点検頻度を3年に1回以上にすることに修正します。
46	<p>定期点検の頻度に関し、設備の構造等によっては、他の法令における要求事項との整合性を鑑みたくて必要性を議論し、定期点検の頻度を1年を超えて定められるようにすべきである。</p> <p>新設の有害物質使用特定施設については、構造上の評価等を実施することにより、点検の頻度を1年を超えて定められるようにすべきである。</p>	3	<p>構造上の評価に応じた点検の方法・頻度を定めることは難しいと考えられます。このため、地下水汚染の未然防止の観点から、新設の施設については1年に1回以上の点検を求めているところです。これは、事業者にとって過大な負担になるものではないと考えています。</p> <p>なお、地下埋設された施設や設備について、一定の基準を持たず場合には、点検頻度を3年に1回以上としています。また、消防法の完成検査を受けた日から15年を超えない地下埋設配管、地下貯蔵タンク及び二重殻タンクに関する点検は、点検頻度を3年に1回以上に修正することとします。</p>
47	<p>貯蔵施設としての土木タンクの底はコンクリート構造などにしてあり不浸透性を確保できているので、</p> <p>床面及び防液堤等のひび割れ等の異常の有無、被覆の損傷の有無 / 3年に1回以上施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 / 1年に1回以上としていただきたい。</p>	1	地下水汚染の未然防止の観点から、新設の施設については原則として1年に1回以上の点検を求めているところです。なお、地下配管、地下貯蔵施設については、一定の基準を満たす場合には、3年に1回以上としているところです。

点検記録、その他

No	御意見の概要		意見に対する考え方
48	別紙1ページ、「2 定期点検等」の4)において、記録すべき事項として、「記録を行った年月日」を加えるべきである。	1	<p>ご指摘を踏まえ、定期点検の記録事項に準じて記録事項を明記することとし修正します。</p> <p>記録事項としては、異常等が確認された有害物質使用特定施設等、異常等の内容、異常等の対応結果、異常等を確認した年月日、異常等を確認した者の氏名とします。</p>
49	有害物質使用特定施設等の定期点検等の記録については、新たに決められた様式を用いるのではなく、従来から使用している記録表などを使用できるなど柔軟な制度としていただきたい。	1	各事業者が従来使用している記録表を活用いただく方法で差し支えないと考えます。ただし、水濁法において、記録及び保存が義務付けられているため、記録表については、水濁法に基づく点検の記録内容が判別できるようにする必要があります。

(3) 他法令との関係について

No	御意見の概要		意見に対する考え方
50	消防法が適用される設備については、床面、配管等、排水溝等に係る基準や定期点検の規定は適用除外としていただきたい。	3	各法律は、それぞれの目的に応じて対象となる物質や施設等が異なります。今回対象となる有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設については、有害物質による地下水汚染の未然防止の観点から、構造等に関する基準遵守及び定期点検の実施を義務付けるものです。したがって、消防法や他法令で規制されているという理由のみでは、水濁法の対象外とすべきではないと考えます。
51	消防法等の規制に基づき所要の届出がなされている設備、配管については、水濁法での二重規制化を行うべきではない。	1	ただし、既に地下水浸透の防止のための措置が講じられており、有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準を満たしている場合には、新たな措置は不要です。
52	他法に基づき運用される有害物質の漏洩・地下浸透を防止する効果が期待される措置は、本措置の適用除外とするべきである。	8	また、消防法に基づき設置される屋外タンク貯蔵所（完成検査済みの施設）で、施設の周囲の床面の一部がコンクリート、タイルその他の不浸透材料による構造となっていない場合（コンクリートで覆われず、土がむき出ししていたり、樹木が植えられている場合など）でも、有害物質を含む水の漏えいの点検が確実に実施されること、定期的な内部検査があることから、床面及び周囲の構造に関する措置（A基準）と同等以上の措置と見なすこととします。
53	液体有害物質であっても、高圧ガス保安法の適用を受ける液化ガス（液化アンモニア、液化塩化ビニールなど）の貯蔵施設は適用除外するべきである。	1	各法律は、それぞれの目的に応じて対象となる物質や施設等が異なります。今回対象となる有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設については、有害物質による地下水汚染の未然防止の観点から、構造等に関する基準遵守及び定期点検の実施を義務付けるものです。したがって、消防法や他法令で規制されているという理由のみでは、水濁法の対象外とすべきではないと考えます。ただし、既に地下水浸透の防止のための措置が講じられており、有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準を満たしている場合には、新たな措置は不要です。
54	消防法等の他法令を遵守するための措置により、汚染水地下浸透防止の機能が果たされている場合には、追加的な措置を課すことのないようにすべきである。	1	なお、貯蔵する有害物質を含む水が漏えいした場合に気体で放出され、地下に浸透するおそれがないと考えられる場合には、有害物質貯蔵指定施設には該当しません。
55	消防法、石油コンビナート等災害防止法、高圧ガス保安法等により、すでに類似の措置	2	既に地下水浸透の防止のための措置が講じられており、有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準を満たしている場合には、新たな措置は不要です。
			各法律は、それぞれの目的に応じて対象となる物質や施設等が異なります。今回対象となる有害物質使用

	<p>がなされているものについては、「同等以上の措置」が講じられているものに該当させるべきである。</p>		<p>特定施設や有害物質貯蔵指定施設については、有害物質による地下水汚染の未然防止の観点から、構造等に関する基準遵守及び定期点検の実施を義務付けるものです。したがって、他法令で規制されているという理由のみでは、同等以上の措置に該当しているとはいえ、他法令の基準の内容により個別に判断することが適当と考えます。</p>
56	<p>今回のような浸透防止のための構造基準の設定措置は、例えば万一漏洩トラブルがあった場合の是正処置で、項目毎、段階的に実施する様な項目であり、一律に全てを実施する事は過剰対応であり見直すべきである。また、原因に対する対策は、浸透防止ではなくて、漏洩防止であるので、全ての施設や地域において一律に浸透防止のための構造基準を決めて遵守させる事も過剰対応である。</p> <p>新設してまだ間もない施設や消防法・高圧ガス保安法等で漏洩させない構造が要求されタンク等の肉厚等の点検を定期的に行っている施設及び地下水に影響のない地域（例えば臨海地域）や万一漏洩が発生しても石炭法で異常時迅速な対応が求められているコンビナート地区については、除外すべきである。</p>	1	<p>工場・事業場が汚染原因と推定される地下水汚染は、各地で発生しており、地下水汚染事例の実態から、地下水汚染を未然に防止するためには、施設設置場所等の構造に関する措置や点検・管理に関する措置が必要であると考えます。今回の措置は、「地下水汚染の効果的な未然防止対策の在り方について（平成23年2月15日中央環境審議会答申）」において、「地下水汚染を未然に防止するためには、現行の水濁法に基づく地下浸透規制に加え、有害物質を取り扱う施設・設備や作業において漏洩を防止するとともに、漏洩が生じたとしても地下への浸透を防止し地下水の汚染に至ることのないよう、施設設置場所等の構造に関する措置や点検・管理に関する措置が必要である。」とされていることを受けて設定しているものです。</p> <p>また、各法律は、それぞれの目的に応じて対象となる物質や施設等が異なります。今回対象となる有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設については、有害物質による地下水汚染の未然防止の観点から、構造等に関する基準遵守及び定期点検の実施を義務付けるものです。したがって、消防法や他法令で規制されているという理由のみでは、水濁法の対象外とすべきではないと考えます。ただし、既に地下浸透の防止のための措置が講じられており、有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準を満たしている場合には、新たな措置は不要です。</p>
57	<p>石油コンビナート等災害防止法では、省令において「火気を使用する施設又は設備を取り囲まないこと」、「屋外タンク貯蔵所以外の施設又は設備をできる限り囲まないこと」となっているが、第2次答申案「別紙」の表1-1のA基準「周囲は、流出を防止することができる防液堤を設置すること」となっており、両者は整合していない。本基準は消防法を中心に検討されており、石油コンビナート等災害防止法等など他法令で定める措置に対する検討がなされていないと思われる。</p>	1	<p>第二次答申案は、石油コンビナート等災害防止法などの措置についても考慮して作成しております。</p> <p>なお、屋外タンク貯蔵所については、「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令」の規定にかかわらず、「危険物の規制に関する政令」に規定する防油堤等により、有害物質を含む水の流出を防止する措置がとられていれば、基準を満たすものと考えます。</p>

	るので、第2次答申案は再検討すべきである。		
58	「瀬戸内海環境保全特別措置法第5条」で一日当たりの最大排水量が五十立方メートル以上の特定施設が設置される場合「瀬戸内海環境保全特別措置法」の適用を受けている。消防法が適用された場合の除外と同様に適用を除外されるか、水質汚濁防止法における適用か、瀬戸内海環境保全特別措置法における適用か、明確にしていきたい。	1	<p>瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸法」という。）第12条において、工場又は事業場から排水を排出する者に係る特定施設については一部水濁法の規定が適用されないこととされています。</p> <p>これは、瀬戸内海については、その特殊性を踏まえ、その環境保全を図る観点から、特定施設の設置について、水濁法に基づく届出制の代わりに許可制を採用しているため、相当する水濁法の関連規定について適用除外としたものです。</p> <p>瀬戸法に基づき許可を受けた特定事業場においては、今回の水濁法改正により追加となった「有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設に係る構造基準、定期点検等」に関して、水濁法の規制が適用されることとなります。</p>
59	土壌汚染対策法と水質汚濁防止法との関連、紐付けを整理してほしい。	1	<p>地下水は、いったん汚染させるとその回復が困難なため、汚染の未然防止を図ることが何よりも重要であることから、水濁法では有害物質を含む水の地下浸透が禁止されています（法第12条の3）。今回の改正水濁法は、この地下浸透規制の趣旨に基づき、非意図的な地下水汚染の未然防止を図るために必要な措置として、施設の構造等に関する基準の遵守義務や定期点検義務が新たに設けられたものです。</p> <p>一方、土壌汚染対策法は、既に発生した汚染に対し汚染の状況の調査を行い、汚染されている土地の区域の指定、当該区域内における汚染の除去等の措置の命令等の事後的な対策を講ずるもので、水濁法の措置と時点が異なります。</p> <p>このため、土壌汚染対策法で規定する調査や汚染の除去等の措置等では、既にある有害物質使用特定施設からの有害物質を含む水の追加的な地下浸透及び周囲への拡散の防止策として必ずしも十分ではないと考えられます。</p> <p>また、地下における有害物質を含む水の挙動の把握、管理、浄化等は一般に様々な困難が伴うことを踏まえれば、まずは、汚染される前に、有害物質の地下浸透の未然防止に取り組むことが重要です。</p> <p>以上から、水濁法と土壌汚染対策法では措置の目的が重なるものではなく、むしろ、両者の措置を必要に応じて組み合わせることによって、より効果的な地下水汚染、土壌汚染の対策を進めることができると考えます。</p>

60	<p>土壌汚染対策法に規定されている特定有害物質の漏えい等が確認された場合には報告を義務づけるべきである。</p>	1	<p>別添1の別紙において、改正水濁法第14条第5項の規定に基づく点検においては、有害物質使用特定施設等に係る異常又は有害物質を含む水の漏えい又は地下への浸透が確認された場合には、直ちに補修等の必要な措置を講じ、措置の内容を3年間保存することとしています。</p> <p>また、水濁法第14条の2の規定により、事業場において施設の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水が地下に浸透したことにより人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに応急の措置を講ずるとともに、都道府県知事に届け出ることとされているところです。</p>
61	<p>今回の改正は、下水道に排出している事業者も、改正水濁法第5条第3項の有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設に関する届出対象になるかと思うが、例えば施行通知等で、下水道に排出していても直接水濁法の規制を受けることを周知するか、可能なら下水道法からも読み取れるように、同法の改正をお願いしたい。</p>	1	<p>有害物質使用特定施設から汚水又は廃液を下水道に排出している事業者は、改正水濁法第5条第3項の有害物質使用特定施設の設置者として届出が必要となり、構造等に関する基準遵守及び定期点検の実施が義務付けられることとなります。これらのことについては、環境省及び都道府県等関係部局において、新たに水濁法の対象となる事業者に対する周知徹底が図られるものと考えます。</p>

(4) 対象地区・対象物質について

No	御意見の概要		意見に対する考え方
62	<p>沿海部の工業地帯にある大規模な既存施設に対しては、既にある他の法令によって構造や管理、点検等の規制がなされており、かつ地下水を通じての有害物質による人の健康被害のおそれがない場合には、新たな規制の適用除外とすべきである。</p>	5	<p>地下水は将来にわたって保全すべき貴重な淡水資源であること等を踏まえ、改正後の水濁法では有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者に対して、地下水汚染を未然に防止するための構造等に関する基準の遵守義務等が創設されたものであり、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的とする水濁法に基づいて全国一律に適用されるべきものです。このため、将来にわたって健康被害のおそれがないとできる保証はなく、そのリスクを定量的に定義づけることも困難と考えられることを踏まえると、御意見にあります沿海部の工業地帯であっても適用除外とすべきではなく、漏えいの恐れに応じて対策を講じることが重要であると考えます。</p>
63	<p>フッ素・ホウ素は、海水が原因により地下水に含有されることがある。含有される有害物質や地下水に海水が含まれる地域など、有害物質の濃度や物性、有害物質使用特定施設等の地理的条件に応じて、特定施設に起源する可能性がある有害物質の地下浸透による法益侵害のリスクを勘案することとし、法益</p>	1	<p>地下水は将来にわたって保全すべき貴重な淡水資源であること等を踏まえ、改正水濁法では有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者に対して、地下水汚染を未然に防止するための構造等に関する基準の遵守義務等が創設されたものであり、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的とする水濁法に基づいて全国一律に適用されるべきもので</p>

	侵害のリスクがない場合には、規制の適用除外とすべきである。同時に地下水汚染の原因の判断基準を明確にしていきたい。		す。このため、将来にわたって法益侵害のリスクがないとできる保証はなく、リスクを定量的に定義づけることも困難と考えられることを踏まえ、除外対象を作るのではなく、漏えいの恐れに応じて対策を講じることが重要であると考えます。 なお、海水による直接の影響などが考えられるとしても、汚染がないように十分な防止対策が講じられていれば、自然的原因による汚染と総合的に判断されると考えます。
64	汚染水地下浸透防止のための構造等の基準や点検の方法を定めるにあたっては、有害物質の濃度や物性、有害物質使用特定施設等の地理的条件をはじめ有害物質の地下浸透による法益侵害のリスクを勘案することとし、法益侵害のリスクがない場合には、規制の適用除外とすべきである。	1	地下水は将来にわたって保全すべき貴重な淡水資源であること等を踏まえ、改正水濁法では有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置者に対して、地下水汚染を未然に防止するための構造等に関する基準の遵守義務等が創設されたものであり、国民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的とする水濁法に基づいて全国一律に適用されるべきものです。このため、将来にわたって法益侵害のリスクがないとできる保証はなく、リスクを定量的に定義づけることも困難と考えられることを踏まえ、除外対象を作るのではなく、漏えいの恐れに応じて対策を講じることが重要であると考えます。
65	液化ガスのような揮発性の高い物質はたとえ漏洩したとしても直ちに揮散してしまい、地下水に到達するリスクは限りなく小さく今回の措置案の対象とすべきではないと考える。物質の性状に応じた施策とすべきである。	1	規制の対象となる有害物質は、水濁法及び同法施行令で定められており、揮発性の高低の観点のみから定められるのではなく、有害物質による地下水の汚染のおそれの観点から対策が必要な物質となっていると考えます。 なお、貯蔵施設について、貯蔵されている物質が漏えいした場合に気体で放出され、有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがないと考えられる場合には、有害物質貯蔵指定施設には該当しません。

3. その他の意見

(1) 審議・検討の方法について

No	御意見の概要		意見に対する考え方
66	中央環境審議会「地下水汚染の効果的な未然防止対策のあり方について(答申)」では、今後の課題と留意事項にさらなる検討の場を設け、関係業界の意見も十分に反映しながら決めていく必要があるとしながら、十分協議がされてこなかった。第2次答申案を再検討し、措置費用と事業継続のProfit and Lossの検討を踏まえた措置案とすべきである。	4	本小委員会とは別に、数名の業界委員らを含む「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関する検討会」を環境省において設置し、改正水濁法の制定以後、現在の技術水準や経済的な観点を踏まえた実施可能性を含め、議論、協議を行ってきており、その中で既設の施設に対する基準や、同等以上の措置を規定するなど、関係業界の意見も反映されていると承知しています。
67	第2次答申案は、検討会での議論、検討が十	1	なお、今回の水濁法の改正に伴い、各自治体によっ

	分なされていない。再度、検討し直すべきである。		ては条例の改正も必要になることから、早期に答申を取りまとめる必要があることにご理解をいただきたいと考えます。
68	「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関する検討会」においては、定期点検に関するコストは示されたものの、規制される側がこれらの費用も含めた汚染水地下浸透防止措置の費用を支出可能かどうかの検証はなされていない。経済的な観点も含めた実施可能性について、運用指針やマニュアルとあわせて検討会で議論し、その結果を踏まえた政省令とすべきである。また、第2次答申案でも認めている通り、汚染水の浸透を低コストで検知できる技術の開発は十分に進んでいない。この事実を前提に、汚染水地下浸透防止のための構造等の基準や点検の方法の内容を定めるべきである	1	本小委員会とは別に、数名の業界委員らを含む「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関する検討会」を環境省において設置し、改正水濁法の制定以後、現在の技術水準や経済的な観点を踏まえた実施可能性を含め、議論、協議を行ってきており、その中で既設の施設に対する基準や、同等以上の措置を規定するなど、関係業界の意見も反映されていると承知しています。
69	「地下水汚染未然防止のための構造と点検・管理に関する検討会」においては、規制される側が定期点検に関する費用も含めた汚染水地下浸透防止措置の費用対効果の検証を行い、経済的な観点も含めた実施可能性について、運用指針やマニュアルとあわせて議論し、その結果を踏まえた政省令とすべきである。	1	
70	今回のパブコメ募集の添付資料のみでは、具体的な内容を判断できない。少なくとも検討会で配布された資料も参考資料として添付し、具体的な対応が想定できるような形にしてから、パブコメ募集に入るべきである。	1	今回のパブリックコメントは、有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法について意見を募集したものです。参考資料として、 ・有害物質使用特定施設に係る構造等に関する基準の設定及び定期点検の方法の基本的考え方について ・有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法に関する整理表 を添付しています。 また検討会において配布された資料については、会議後速やかにホームページに公表されていると承知しています。

(2) その他の意見

No	御意見の概要		意見に対する考え方
71	有害物質使用特定施設に関しての定義及び対象範囲を明確にしていきたい。有害物質を取り扱う設備であっても、特定施設で	1	ご指摘につきましては、今回のパブリックコメントの対象には該当しません。 なお、ご指摘のありました「有害物質を取り扱う設

	なければ今回の構造・点検基準から除外され ると考えてよいか。		備であっても、特定施設でなければ今回の構造・点検 基準から除外されると考えてよいか。」については、 特定施設でなく、かつ有害物質貯蔵指定施設に該当し なければ、今回の構造等の基準の適用は受けません。
72	今後、水質汚濁防止法が改正され、有害物 質の地下浸透規制が強化されるなか、現在、 有害物質使用特定施設等を設置する事業所 においては、これを機に、事業所内に新たに 観測井戸を設置し、地下水質の現状を把握す る必要があると考える。	1	ご指摘につきましては、今回のパブリックコメント の対象には該当しません。 なお、地下水質の現状を把握することは、重要だ という認識でありますので、今後の検討課題とさせてい ただきます。
73	水質汚濁防止法第5条（特定施設等の設置 の届出）で、届出については従前に出された 通知（大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の 届出に関する措置について（平成9年9月24 日環大規第232号、環水規第309号））によ り実施制限期間の短縮措置は規制緩和され ていると理解して良いか。	1	ご指摘につきましては、今回のパブリックコメント の対象には該当しません。 なお、ご意見に該当する環境庁通知に記載の趣旨を 踏まえ、引き続き水濁法第5条または第7条に規定す る届出に対する実施制限期間の短縮措置が講じられる ものと考えます。
74	計画の変更や廃止の命令についてで、届出 した場合の受理書が届いた場合には、変更な どの命令が来ないと解釈して良いか。そう ではなく、受理書が届いたとしても、その後 60日以内に変更命令などがかかる場合があ ると解釈すべきか。	1	ご指摘につきましては、今回のパブリックコメント の対象には該当しません。 なお、今回の水濁法改正により、新たに届出の対象 となる有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施 設に関しては、同法第8条第2項に基づき、都道府県 知事は、改正水濁法第12条の4の環境省令で定める基 準に適合しないと認めるときは、届出を受理した日か ら60日以内に限り、計画の変更又は計画の廃止を命ず ることができるかとされています。
75	指針・マニュアルの作成も予定されてい るが、施行前に全国的に説明会を開催して頂き たい。	1	ご指摘につきましては、今回のパブリックコメント の対象には該当しません。 なお、説明会につきましては、ご指摘の通り、環境 省において、施行前に開催することが検討されるもの と考えます。

(参考)「水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令案の概要について」に関する意見

No	御意見の概要		意見に対する考え方
76	<p>2.(1)改正後の水質汚濁防止法第5条第3項第6号の環境省令で定める事項について</p> <p>建物の2階以上に設置されている有害物質使用特定施設にあっては、構造基準及び検査の対象から外すなどの配慮が必要であり、該当箇所を「有害物質使用特定施設にあってはその施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統(ただし、地下浸透のおそれのないものとして省令で定めるものは除く。)」としてもらいたい。</p> <p>また、地下浸透のおそれのないものについては、具体的な指針、ガイドライン等を作成して示してもらいたい。</p>	1	<p>建物の2階以上に施設が設置され、床下からの漏えいの有無を日常的な点検で容易に確認できる場合には、床面及び周囲の基準は適用されないこととしています。これは、地下浸透より以前に漏えいを確認できると考えられるためです。</p> <p>しかしながら、例えば2階にある施設からの有害物質を含む水の漏えいを1階に到達するまで放置することは望ましいことではなく、また、有害物質を含む水が壁を伝って地下に浸透するおそれもあることから、建物の2階以上に対象施設がある場合には、1月に1回以上点検していただくべきと考えます。</p> <p>なお、地下浸透のおそれのないものについては、例えば、貯蔵されている物質が漏えいした場合に気体で放出される場合などが考えられ、具体的な運用の指針等において記載されることが適当と考えます。</p>
77	<p>2.(1)改正後の水質汚濁防止法第5条第3項第6号の環境省令で定める事項について</p> <p>(2)有害物質貯蔵指定施設等に関する届出等</p> <p>製造プロセスを示す図面等の詳細を届出、それが情報開示されるようなことがある場合に事業活動に支障をきたすおそれがあるものについては、概略図での届出を容認する等の配慮を要請する。</p>	5	<p>水濁法におけるこれまでの届出の取り扱いと基本的には同様と考えますが、問題が発生する場合には、事業活動に支障をきたすおそれがないように配慮されるべきものと考えます。</p>
78	<p>2.(2)有害物質貯蔵指定施設等に関する届出等</p> <p>有害物質を設備で保有しない場合は、有害物質を取り扱う水質汚濁防止法の特定施設であっても、有害物質貯蔵指定施設等に関する届出の対象施設に指定することは不要ではないか。</p> <p>不要と考える特定施設の例</p> <p>六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設</p> <p>七十一の二 科学技術(人文科学のみに係るものを除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設</p>	1	<p>ご指摘の特定施設については、有害物質の製造、使用、処理を行っている場合には有害物質使用特定施設に該当しますので、地下水汚染の未然防止の観点から構造等に関する基準を遵守する必要があります。なお、既に水濁法第5条第1項の規定に基づく届出を行っている場合には、水濁法の一部を改正する法律附則第3条の規定により、新たに届出を行う必要はありません。</p>